

令和2年度大江町新・生活様式対応支援事業補助金
(ガイドライン対応型) 交付要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症による経営上の影響が特に著しい町内の中小企業・小規模事業者等(以下「事業者」という。)を対象に、「新しい生活様式」へ対応した環境整備を支援することを目的として、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、大江町補助金等の適正化に関する規則(昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。ただし、補助金の交付は同一の申請者に対して一度に限るものとする。

- (1) 事業所等が町内にある事業者等で、町民の安心した消費活動の実現に向け、業種別ガイドライン等に基づく「新しい生活様式への対応」に取り組む者若しくはこれに準じるものとして町長が特に必要と認めるもの
- (2) 大江町暴力団排除条例(平成24年3月16日条例第1号)第2条第1号から第3号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団等に該当しない者
- (3) 町税等を完納していること

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、事業者が令和2年4月7日(政府の緊急事態宣言の発令日)から令和3年2月12日までの間に、第1条の目的に沿って行う取り組みに要する経費とする。補助対象経費及び補助金の額等は別表1のとおりとする。

- 2 算出された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、令和3年2月12日までに補助金交付申請書(兼実績報告書)(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る費用がわかる資料の写し(契約書、納品書、請求書、領収書(内容記載のあるもの)等)
- (2) 納税証明書(町外に住所を有する者の場合)
- (3) その他町長が必要と認める書類

- 2 前項申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入

れ控除（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額が明らかでないものについてはこの限りではない。

（交付決定）

第5条 町長は、前条の交付申請書を受理したときは、内容を精査し、補助金の交付の適否を決定し、補助対象者に補助金交付決定通知書（別記様式第2号）又は補助金交付不認定通知書（別記様式第3号）を通知するものとする。

（実績報告）

第6条 規則第14条の規定にかかわらず、第4条の規定による申請をもって、規則第14条の規定による報告に代えるものとする。

（補助金額確定通知）

第7条 規則第15条の規定にかかわらず、第5条の規定による通知をもって、規則第15条の規定による補助金額確定通知に代えるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行する。

別表1（第3条関係）

○補助対象経費

経費区分	説明	補助率	補助金額
①機械装置等費	飛沫対策設備（仕切り用のアクリル板、透明ビニールシート、防護スクリーン等）や換気設備（換気扇、空気清浄機等）、移動販売車両等、事業の遂行に必要な機械装置等の購入・施工経費	10/10 以内	2万円～上限20万円 (千円未満切捨て)
②システム構築費	E C販売やオンラインサービス、テレワーク環境の整備等に向けた専用ソフトウェアや情報システムの購入・構築経費		
③衛生用品費	衛生用品（マスク、ゴーグル、フェイスシールド、除菌スプレー、消毒液等）の購入経費		
④広報費	テイクアウトや宅配サービス、新商品販売等に係る広報経費		
⑤外注費	上記①から④に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（3密対策のための店舗改装や移動販売車両への改修等、自ら実行することが困難な業務に限る。）		
⑥その他	感染予防対策として、真に必要な経費		

※ 汎用性があり、目的外使用になり得るものを除きます。